

伊勢市総連合自治会会則

(名 称)

第1条 本会は、伊勢市総連合自治会（以下「本会」という。）と称し、事務局を伊勢市役所環境生活部市民交流課内に置く。

(構 成)

第2条 本会は、伊勢市内の各自治会をもって構成する。

(信 条)

第3条 本会は、政治的宗教的中立を守り、地域社会の豊かな生活を創ることを信条とする。

(目 的)

第4条 本会は、各自治会による自治活動について連絡協議し、自治会相互の親和と市民の福祉増進に努めるとともに、市政に協力し、市勢の発展に寄与することを目的とする。

(連絡協議)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 各自治会の連絡と振興に関すること。
- (2) 各自治会並びに市政への協力に関すること。
- (3) 民意の把握と反映に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 5名 常任委員 若干名 監事 2名

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、常任委員会内に選考委員会を設置して選出のうえ、常任委員会で決定し、総会に報告して承認を得る。選考委員は若干名とする。

2 常任委員は、各学区毎に選出し、監事は各学区輪番とし、総会に報告する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を掌る。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その仕事を代行する。
- (3) 常任委員は、会長の命を受けて第5条の事項を掌る。
- (4) 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合、補欠により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、常任委員会に諮り会長が委嘱し、本会の諮問に応ずる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会及び常任委員会とし、総会は各自治会長をもって、また常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

(議事)

第12条 総会は各自治会長の、また常任委員会は役員（監事を除く。）の半数以上の出席で成立し、議事は出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

2 経費に余剰を生じたときは、翌年度にこれを繰り越すものとする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改正)

第15条 この会則を改正するときは、総会の議決による。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年6月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成21年6月11日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成25年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、令和元年6月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、令和5年6月2日から施行する。